

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
24年 第5号	24.3.5	<p>憲法違反の「暴力団排除条例」の無効決議を求める陳情</p> <p>【陳情趣旨】 全国の自治体で「暴力団排除条例」なるものが制定されており、茨城県も平成22年茨城県条例第36号にて制定されている。 しかし、この条例は、国民が社会生活を営む上に於いて憲法で保障されている第三章「国民の権利及び義務」第14条（すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。）第20条（信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。）第22条（何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を保障する。）等の権利を奪うと同時に、国民の自由を制限した人権問題である。 実例では警視庁より神社本庁へ任侠団体の団体参拝を拒否するよう要請があったと報道されている（第20条に抵触）。 憲法94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定する事が出来る。」と明記されており、即ち条例は法令に反してはならない。</p> <p>【陳情事項】 よつて、地方自治法第2条16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」17項「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。」の規定により、茨城県議会に於いて、憲法違反の「暴力団排除条例」の無効決議を求める次第である。 吟味の程宜しく御願ひ申し上げます。</p>	暴力団排除条例問題研究会 世話人 救う会いばらき 代表幹事 政治結社 統亜連盟 改進黨 党首 松尾 秀雄 外1名	文教警察